

令和 5 年 6 月 27 日現在

機関番号：33111

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2021～2022

課題番号：21K20183

研究課題名（和文）DV児童虐待被害母子への効果的支援とは何か。母子生活支援施設入所からの検討

研究課題名（英文）what are the factors that hinder and promote utilization of maternal and child support facilities

研究代表者

渡辺 恵 (watanabe, megumi)

新潟医療福祉大学・社会福祉学部・講師

研究者番号：90909144

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 900,000円

研究成果の概要（和文）：自治体職員への調査により、DV及び児童虐待の相談件数増加に関わらず、母子生活支援施設（以下、施設）の入所世帯数が減少する要因の特定を試みた。調査対象は600名、有効回答は216名だった。（有効回答率36.0%）約6割の職員が、施設利用ニーズがあるとアセスメントされたケースを経験していた。約3割の職員が、ニーズはあるが入所しなかったケースを経験していた。ニーズがあるとアセスメントされたケースは、安全確保の必要性、経済的困窮、長期的支援の必要があった。当初希望しなかったが結果的に入所したケースの存在からは、自治体職員による意思決定支援が入所を促進する要因の一つとなっていることが示唆される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

自治体職員は、アセスメントに基づいて母に施設の情報提供を行い、関係機関で支援方針を共有しているが、施設のルールや所在地が入所の阻害要因となっている実態が明らかになった。再被害防止を被害者避難だけに求めず、加害者対策の強化による施設と母子の安全確保をしなければ、施設は母に選ばれず、子どもにとっての最善の利益を優先できる機会を逸することになりかねない。結果的に施設利用の阻害につながるルールの検討も必要である。また、当初希望しなかったが結果的に入所したケースの存在からは、自治体職員による意思決定支援が入所を促進する要因の一つとなっていることが示唆される。専門性の高い職員の確保が必要である。

研究成果の概要（英文）：Through a survey of local government officials, an attempt was made to identify the factors that lead to a decrease in the number of households entering maternal and child living support facilities (hereafter referred to as "facilities"), regardless of the increase in the number of DV and child abuse cases consulted. The survey covered 600 respondents, with 216 valid responses (valid response rate: 36.0%). About 60% of the staff had experienced cases in which there was an assessed need to use the facility, and about 30% had experienced cases in which there was a need but the family did not enter the facility. Cases assessed as having needs included the need for safety, financial need, and the need for long-term support. The presence of cases that were not initially desired but ended up being admitted suggests that decision-making support by municipal staff was one of the factors that facilitated admission.

研究分野：子ども家庭福祉

キーワード：母子生活支援施設 DV 児童虐待

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

母子生活支援施設(以下、施設)は、児童福祉法第38条に規定される児童福祉施設である。措置によらず、福祉事務所への申請により母子入所が可能で、DV/児童虐待被害母子を受け入れている。厚生労働省によれば、DV及び児童虐待の相談件数は増加しているが施設の入所世帯数は減少している。背景として施設側の要因(施設設備の不十分さ、有用性に関するPR不足)¹⁾、利用者側の要因(入所に伴う転校、離職、施設のルールに同意できない)²⁾、行政側の要因(連携・相互認識の不足・欠如、母子の状況ではなく市町村の財政事情が優先される傾向)³⁾が指摘されているものの組織単位での見解であり、個別のケースの相談プロセスに関する実証的な研究は行われていない

2. 研究の目的

本研究では、自治体職員のDV/児童虐待被害母子への支援経験に関する調査により、入所阻害要因の特定を試みた。

3. 研究の方法

A県内の自治体(児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、市町村DV児童虐待子育て支援担当課等)に勤務する職員を対象とした。事前に調査への協力を依頼した上で、所属長宛てに人数分の自記式調査票及び返信用封筒を送付し、対象となる職員に配布していただいた。調査期間は2022年2月1日から3月1日までとした(29日間)。なお、本研究は新潟医療福祉大学倫理委員会の承認を受け、関連する利益相反はない。

4. 研究成果

対象とした自治体職員600名に対し、回答者数は269名だった(回収率44.8%)。DV/児童虐待被害母子への支援経験がないもの、調査項目の半数以上に記述がないものを除き、216名を分析の対象とした(有効回答率36.0%)。対象者の所属は、県市児童相談所が62名、市DVセンター(含婦人相談員)が18名、市町村が136名だった。

施設の利用ニーズがあるとアセスメントされたケースを経験した職員は6割おり、ニーズはあるが入所しなかったケースを経験した職員は3割に上った(表1)。ニーズがあるとアセスメントされたケースの傾向として、安全確保の必要性があり、経済的に困窮し、長期的支援が必要な傾向があったことがわかった。また、施設入所の支援方針は関係機関で共有されていたことがわかった(表2)。施設入所は実現が困難なため母に情報提供できなかったと認識していた職員は少なかつたにもかかわらず、入所しなかったケースの傾向として、施設のルールや所在地が母の希望に沿わなかったことがわかった(表3)。

表1 母子生活支援施設利用に関する支援経験(複数回答)

| | |
|-------------------------------|-------|
| 利用ニーズありとアセスメントされたケース | 60.2% |
| 入所したケース | 48.6% |
| 当初希望しなかったが、結果的に入所したケース | 16.2% |
| 利用ニーズありとアセスメントされたが、入所しなかったケース | 31.9% |

表2 自治体職員によって利用ニーズがあるとアセスメントされたケースの傾向(複数回答)

| | |
|----------------------|-------|
| 母子の安全確保が必要だった | 97.7% |
| 母は経済的に困窮していた | 95.4% |
| 母子の長期的な支援が必要だった | 95.4% |
| 関係機関との協議で施設入所方針を共有した | 87.8% |
| 他のサービスでは母子を支えられなかった | 85.8% |

表3 自治体職員によって利用ニーズがあるとアセスメントされたものの、入所しなかったケースの傾向(複数回答)

| | |
|--------------------|-------|
| 施設のルールが母の希望に沿わなかった | 73.1% |
|--------------------|-------|

| | |
|-------------------------|-------|
| 施設の所在地が母の希望に沿わなかった | 65.7% |
| 施設入所は困難なため、母に情報提供できなかった | 12.3% |

自治体職員は、アセスメントに基づいて母に施設の情報提供を行い、関係機関で支援方針を共有しているが、施設のルールや所在地が入所の阻害要因となっている実態が明らかになった。施設が母子にルールを課すのは、DVの再被害防止に関して被害者避難が優先される現状の反映と考えられる。加害者対策の強化による施設と母子の安全確保をしなければ、施設は母に選ばれず、子どもにとっての最善の利益を優先できる機会を逸することになりかねない。結果的に施設利用の阻害につながるルールの検討も必要である。また、当初希望しなかったが結果的に入所したケースの存在からは、自治体職員による意思決定支援が入所を促進する要因の一つとなっていることが示唆される。

5. 文献

- 1) 武藤敦士：母子生活支援施設の役割・機能と支援対象 母子生活支援施設入所世帯の実態と施設が抱える今日的課題 .同朋福祉 22：143-176,2016.
- 2) 大阪府社会保障審議会:大阪府における保護を必要とする女性への支援のあり方について提言,2018.
- 3) 厚生労働省：第3回困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会資料2 菅田構成員提出資料,2018. https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01137.html

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

| |
|---|
| 1. 発表者名 渡辺 恵 |
| 2. 発表標題 自治体職員から見たDV/児童虐待被害母子の母子生活支援施設入所を阻害する要因 |
| 3. 学会等名 第22回新潟医療福祉学会 |
| 4. 発表年 2022年 |

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|